

2010 (H22) 10/1 農林水産政策研究所
「農山漁村における教育交流」セミナー

農山漁村民泊と規制緩和型農林漁家民宿 にみる小規模グリーン・ツーリズム政策

The Policy of Small Scale Green-Tourism : The Present Situations of
Rural-Homestays and Less-Regulated Rural-Inns
Managed by Families Engaged in Agriculture, Forestry, and Fishery

中尾誠二 nakao@kouryu.or.jp

都市農山漁村交流活性化機構《まちむら交流きこう》
グリーン・ツーリズム部 兼ふるさと子ども夢学校担当

研究の背景

グリーン・ツーリズム《GT》政策の登場

- 1992(H4)年6月、農林水産省の新政策「新しい食料・農業・農村政策の方向」で初めて公式文書に用いられる
- 1992(H4)年7月、農林水産省GT研究会の中間報告により、
緑ゆたかな農山漁村で地域の自然・文化・人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動
として定義付けられる

- 1994(H6)年6月29日、農山漁村余暇法
(農山漁村滞在型余暇活動のための基盤
整備の促進に関する法律)制定
- 1995(H7)年4月1日、同法施行
都道府県基本方針・市町村計画の策定
農林漁業体験民宿の登録制度



農山漁村で、 新たな自分に、 チャレンジしよう。



子ども農山漁村交流 プロジェクト始動。

総務省 文部科学省 農林水産省 連携プロジェクト

農林漁業の実体験で、
子どもが確かに成長した。
農家への民泊で、
第2のふるさとができた。

—— 最後は涙でさよならをした。

小学校における農山漁村での長期宿泊体験活動を推進する「子ども農山漁村交流プロジェクト」がスタートしました。子どもたちの学ぶ意欲や自立心、思いやりの心、規範意識などを育み、力強い成長を支える教育活動として進めています。なかでも、農林漁家での民泊などを通して農山漁村の生活を実際に経験すること、農林漁業体験を通して、食の大切さを学ぶことが大きな特色です。普段の生活とは異なる環境や人間関係の中に身を置き、様々な実体験を行うことは、子どもたちの新たな一面を引き出し、成長を促す効果があります。

プロジェクトの ポイント

「長期の宿泊体験活動(1週間程度)」

「農林漁家で民泊するなど農山漁村の生活を体験」

「農林漁業体験を通して食の大切さを学ぶ」

子ども農山漁村交流活動プログラムの一例

日程	午前	午後	夜
1日目	出発・移動(バス)	到着／開校式	星空観察会
2日目	森林散策(トレッキング)	森の寝伏体験(林業)	音話をきく会
3日目	稲刈り脱穀体験(農業)	わら細工体験	お礼状書き
4日目	郷土料理づくり	民泊農家での活動	民泊(数名で分宿)
5日目	民泊農家での活動	閉校式／移動・解散	



稲のほごけ体験



森林寝伏体験

子どもを送り出した
保護者からは
こんな感想が
寄せられています



「帰ってきた子どもの目の輝きが違っていました」
「夢中になって体験学習してきた経験を話す姿に
驚きました」

「地元のおじいちゃん、おばあちゃんと接して、子
どもの言葉遣いが丁寧になり、家の手伝いもよく
するようになりました」

「現地で様々なものを口にして、食べものの
嫌いなくなってきたようです」

「民泊先の農家と家族ぐるみのつきあいがは
り、家族で現地を訪問しました」

「訪問先が心のより所となり、現地の天気や
ースをいつも気にするようになりました」



こんな教育的効果が現れています

◆ 学ぶ意欲や自立心が育まれる

農林漁家に滞在し、豊かな自然の中で多くの体験を重ねることで、児童の好奇心や学ぶ意欲が育まれ、学校教育が目指す「生きる力」につながります。また、親元から一定期間離れ、家事や食事の手伝いをし、農林漁業体験を行うことで、子どもたちが一段とたくましく成長します。

◆ 食の大切さを学べる

生産や収穫活動を自ら体験することで、食べ物大切さを再認識する「食育」につながり、好き嫌いや偏食も軽減されます。また、森林・水・食料・環境などを支える農山漁村の営みと日常生活のつながりから、命の根源を知ることができます。

◆ 思いやりの心や豊かな人間性・社会性などが育まれる

仲間との長期的宿泊体験や農林漁業体験等を通じて、学校生活では発露されない互いの新たな一面を知ることができるとともに、共同生活や共同作業により、思いやりの心や豊かな人間性・社会性が育まれます。

◆ 社会規範や生活技術が身に付く

農林漁家での民泊や地域住民との交流活動など、教師や親以外の幅広い世代とのふれあいが、子どもたちのコミュニケーション能力を高めるとともに、社会規範や生活技術や知恵などを身につけることに役立ちます。



体験活動を経験して、
子どもたちが
確かに変わった!!

子ども農山漁村 交流プロジェクト

Q&A

③ 民泊ではどんな家庭に泊まるのですか？

民泊先は「農林漁家が経営する民宿」や「民泊受け入れの経験ある農林漁家」が中心です。少人数の分宿を基本にし、子どもたちと受け入れ家族のふれあいを大切にしています。いずれの家族も子どもの受け入れ心得や安全・衛生管理について、地域での講習会などを通じてトレーニングしていますので、ご安心下さい。

●農林漁家民宿に係る規制緩和と
民泊の位置付けに関する一考察

(日本農業経済学会2008論文集 pp.186-193)

+

●規制緩和型農林漁家民宿に関する一考察

(日本農業経済学会2009論文集 pp.386-393)

+

●宿泊施設の統計にみる小規模GT政策

(日本農業経済学会2010大会報告)

↓

■農山漁村民泊と規制緩和型農林漁家民宿
にみる小規模GT政策の研究

(東京農工大学2010.3博士論文)

研究の目的

1. 農林漁家「民宿」および農山漁村「民泊」といった用語の使われ方・法的な位置付け・規制緩和との関係を体系的に整理。
2. 取り組み事例の実態や統計から、従来一般的に理解されている「民宿」および「民泊」の境界線を見直し、新たな概念を構築。
3. その概念に基づく「規制緩和型農林漁家民宿」の特性を明らかにし、「小規模GT政策」とも言える一連の緩和策を総括し、今後の展開を考察。

研究の方法

1. 先行研究の整理
2. 公開資料の整理・分析とGT担当行政関係者等からの聞き取り。(2008年度に都市農山漁村交流活性化機構と農家民宿開業研修会を共催した15県を含む全国47都道府県)
3. 長野県大鹿村の山村民泊5軒および新潟県上越市の農家民宿3軒へ現地調査(2008/10)
4. その他、農漁家民宿や民泊への宿泊時に聞き取り。

先行研究の整理

1. 農林漁家民宿に関する規制緩和

平井慎也2005

→旅館業法・消防法・建築基準法に関する緩和の概況と論点を整理。

2. 大分安心院の農泊

田平厚子・麻生憲一2007、嶋田暁文2009、志村尚美ら2005、熊野稔ら2006

→会員制農村民泊として1996年から始まった取り組みが、大分県の緩和措置により2002年から「民宿」になった状況等を整理。

3.民泊の全国的な状況

都市農山漁村交流活性化機構2007

→旅館業法の許可を得ない「民泊」実施に関するガイドライン策定6県(2006/4時点)を整理。

4.GT政策の変遷

中山昭則2000、山田耕生2008、佐藤真弓2009、岡島成行2009

→GTが登場した1992年より前から、農村観光や都市農村交流といった用語で推進された様々な農山漁村活性化策を1950年代から約10年単位で俯瞰。



- ・許認可の面から民宿と民泊の整理が必要
- ・漁家民宿も含めた宿泊施設全般のカバーが必要
- ・規制緩和の前と後で視点を切り替えることが必要

本研究で明らかにした点

一般的に解釈されている旅館と民宿の境が法律や統計では明確に示されていない。

農山漁村余暇法による農林漁業体験民宿の定義が2003(H15)以降の「農林漁家民宿」に関する規制緩和に必要不可欠であった。

旅館業法等の許可を得ない違法(ブラック)な「農山漁村民泊」以外に、規制緩和利用小規模農林漁家民宿等も「ホワイト民泊」と整理。

ブラックとホワイトの中間（グレー）な状態として、泊まる人のリスクを回避するため民泊ガイドライン等が12県（主に人口減少率の高い県）で策定されている。

旅館業法・建築基準法・消防法・旅行業法・道路運送法といった一連の規制緩和を「小規模GT政策」として総合的に整理。

規制緩和型農林漁家民宿は、その小規模性ゆえ宿泊部門の売上だけでは家計を支え切れず、あくまでも農林漁業収入等を下支えする副業でしかない。

「民宿」の法的な位置付け

旅館業法：第2条 1948(S23)制定

ホテル営業、旅館営業、簡易宿所営業、下宿営業

建築基準法：別表第1(2) 1950(S25)

ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍その他
これらに類するもの

消防法：施行令別表第1(5) 1948(S23)

イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの
ロ 寄宿舍、下宿又は共同住宅

農山漁村余暇法：第2条5項 1994(H6)

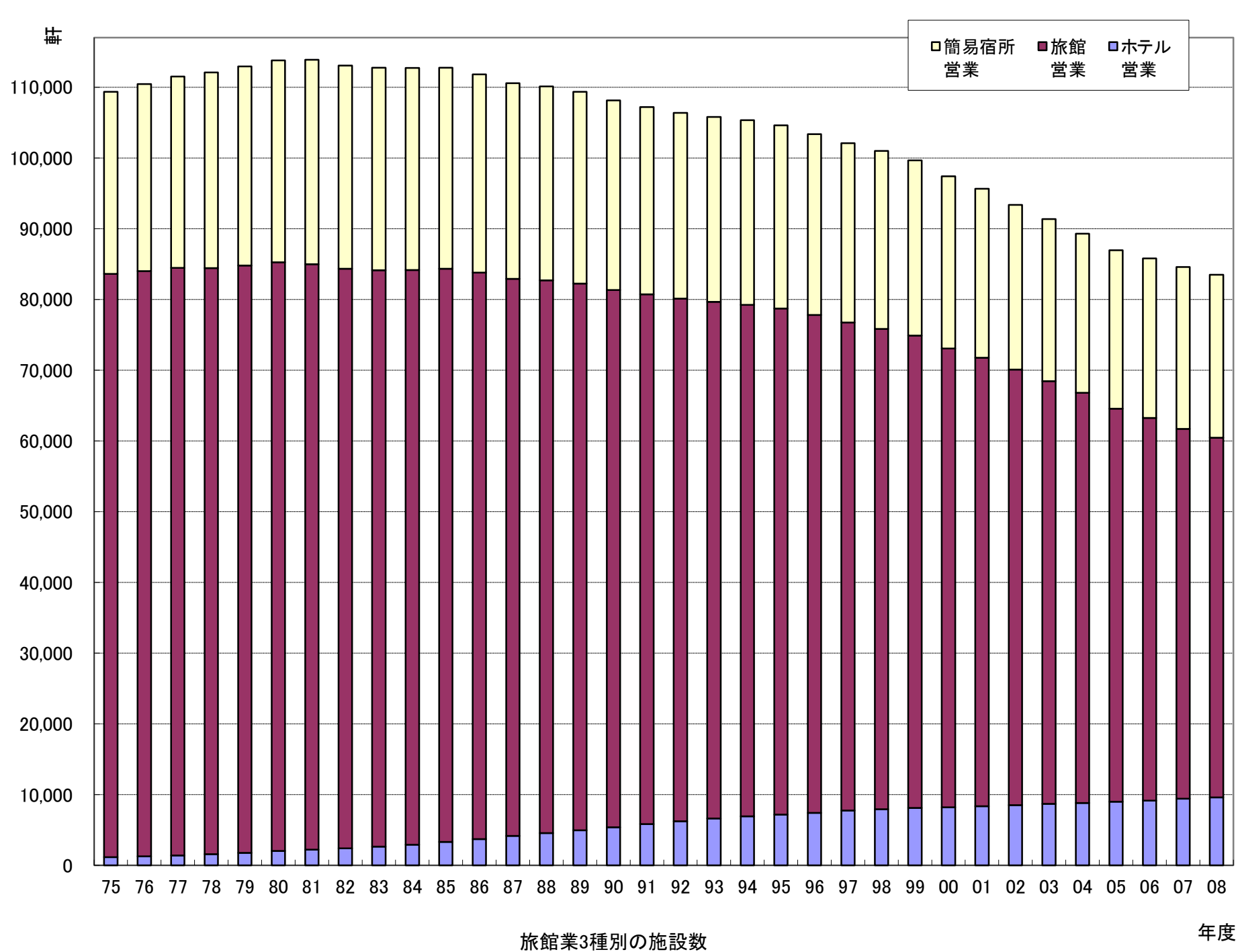
農林漁業体験**民宿**業を定義

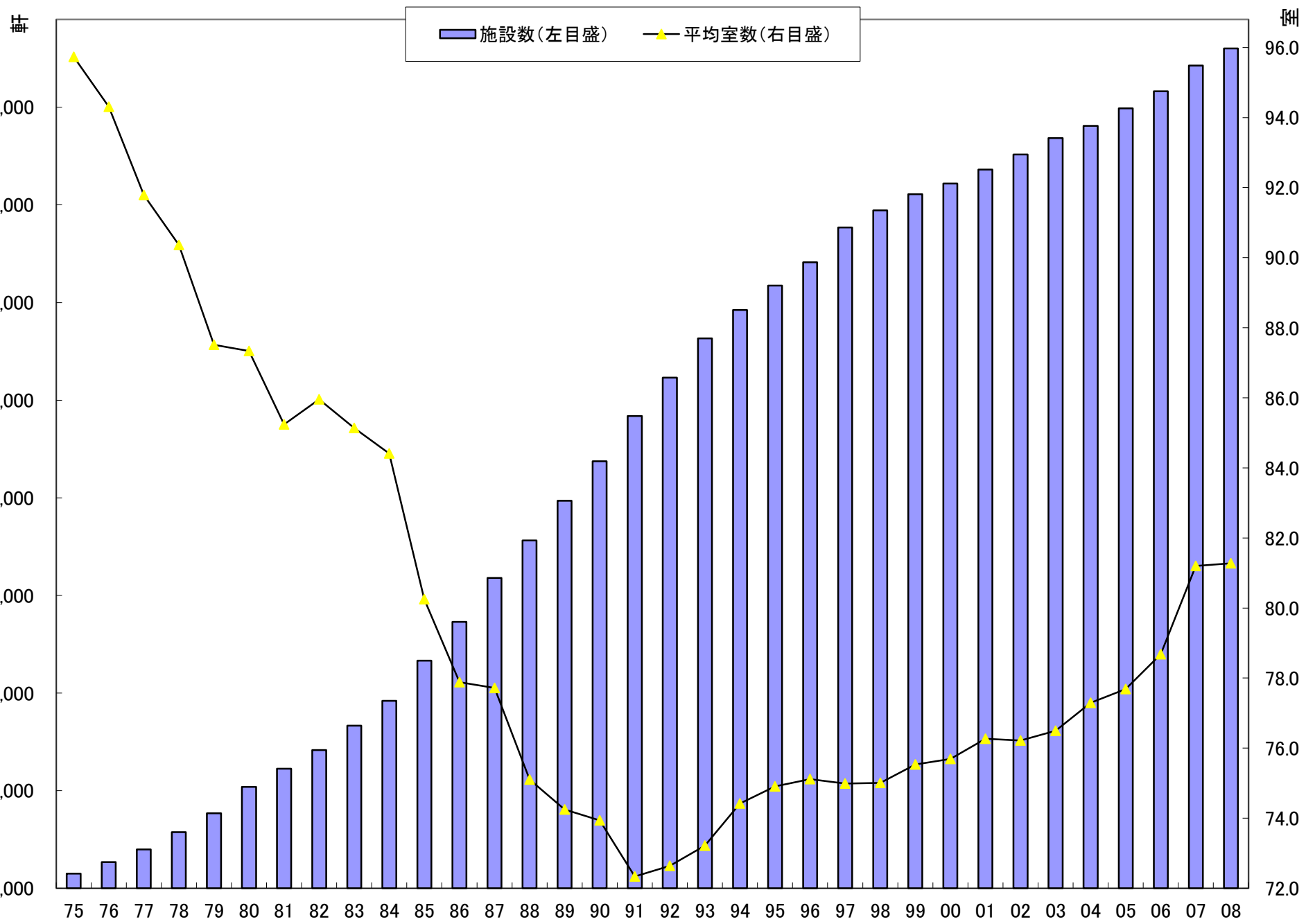
(社)日本民宿組合中央会「公認民宿」の 民宿資格基準規定←厚生省1975(S50)承認

- ① 旅館業法による旅館営業または簡易宿所営業の許可を受けていること
- ② 地場の産物・自家製の料理を主として提供し、家庭的雰囲気・普段着での接待を行うなど郷土色が豊かなこと
- ③ 家族労働力を中心とし、最盛期間にお客10人について1名程度の従業員をおくこと。
- ④ セルフサービスを主体とし、宿泊料は一泊二食付きとして、料理飲食等消費税の免税点を基準とした低料金とすること

旅館業法4種別の構造設備基準

	ホテル営業	旅館営業	簡易宿所営業	下宿営業
法2条の規定	洋式の構造・設備	和式の構造・設備	宿泊場所を多数人で共用する構造・設備	一ヶ月以上の期間を単位とする宿泊料
法3条2項および4条3項に基づく施行令第1条の規定(要約)	床面積9平方メートル以上の客室10室以上	床面積7平方メートル以上の客室5室以上	客室延床面積33平方メートル以上	
	和式客室の場合は旅館営業と同様	洋式客室の場合はホテル営業と同様	階層式寝台は上下段間隔1m以上	
	適当な換気・採光・照明・防湿・排水の設備			
	適当な規模の洗面設備			
	水洗座便式および共同用は男女別の便所	適当な数の便所		
	適当な数の洋式浴室かシャワー室	近接して公衆浴場がある等入浴に支障をきたさないと認められる場合を除き、適当な規模の入浴設備		
	その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること			
	玄関帳場その他これに類する設備			
	洋式寝具・出入口と窓の錠・他客室や廊下等との壁・適当な暖房設備			

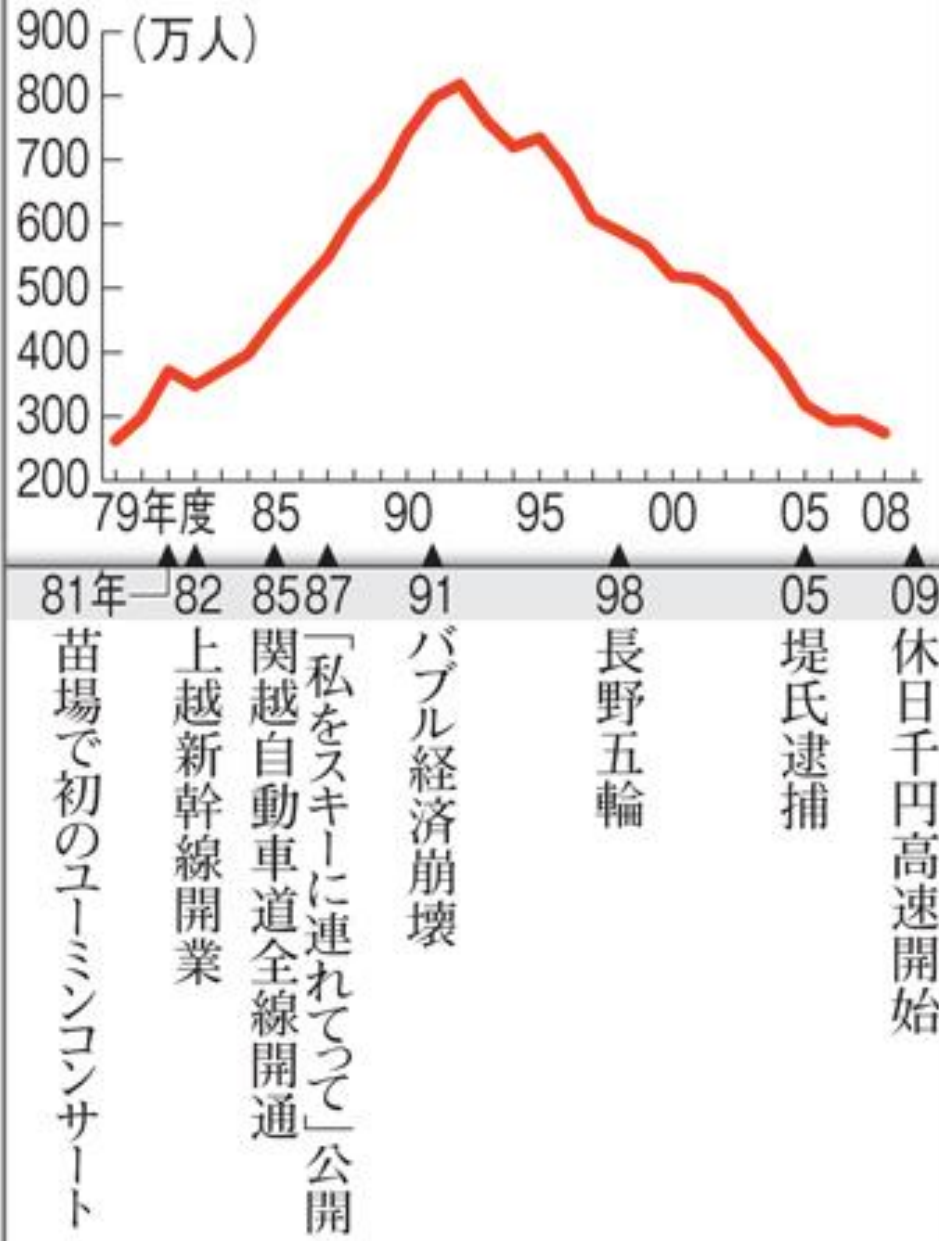


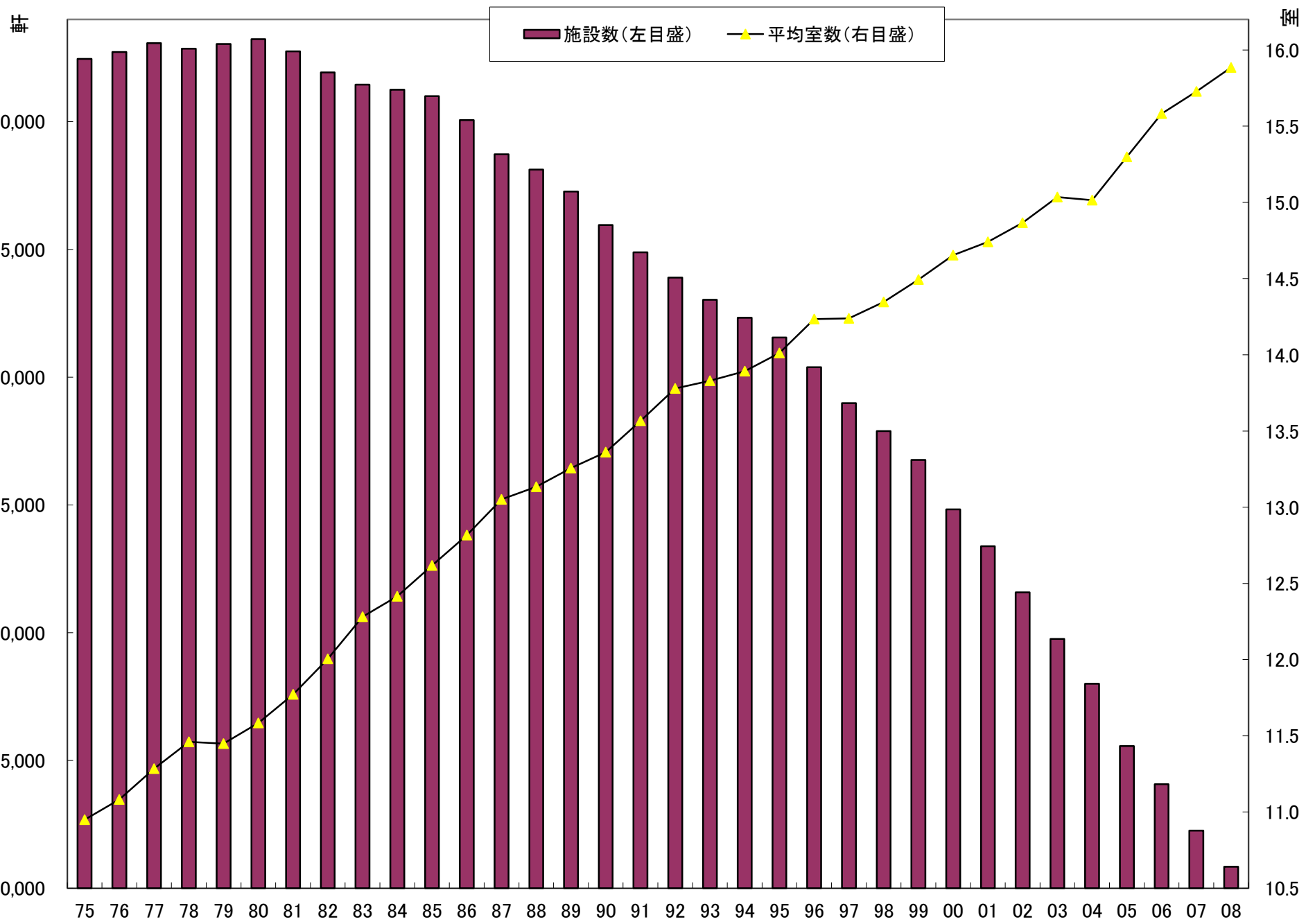


ホテル営業の施設数と平均室数

年度

湯沢町のスキー客の推移

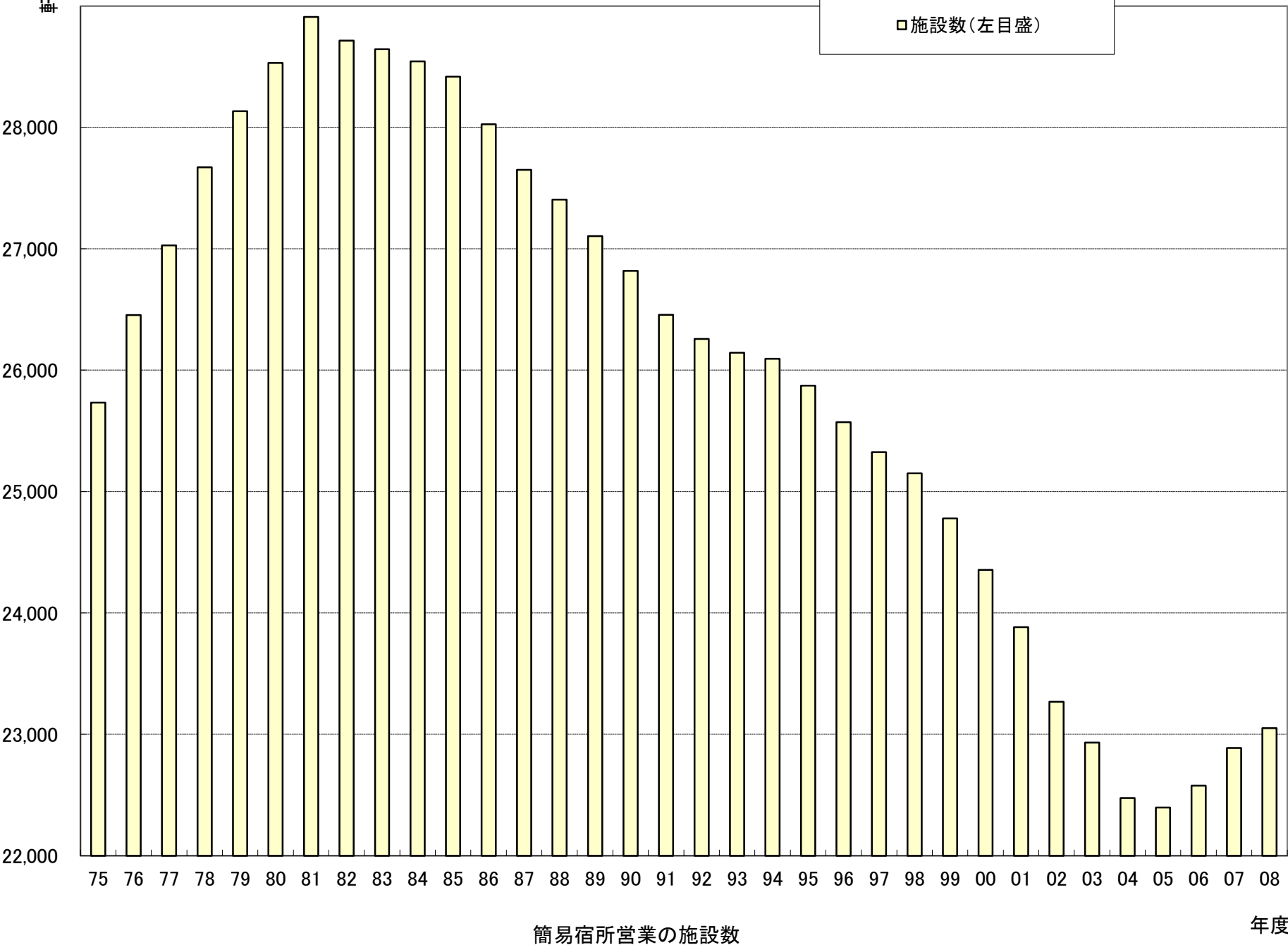




旅館営業の施設数と平均室数

年度

□施設数(左目盛)



農林漁家民宿に関する全国規制緩和等の状況

法律	概要および通知文書等
旅館業法	農林漁業者が営む農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業については、2003年4月1日から簡易宿所営業の客室延床面積（33平方メートル以上）を適用しない。 ■2003年3月25日 健発第0325005号 厚生労働省健康局長 旅館業法施行規則の一部を改正する省令の施行について
消防法	農家民宿等（農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務を提供する営業であって農林漁業者が行うもの）については、地元の消防長・消防署長の判断により、誘導灯・誘導標識・消防機関へ通報する火災報知設備が不要に。 ■2004年12月10日 消防予第234号 総務省消防庁予防課長 農家民宿に対する消防用設備等の技術上の基準の特例の適用について （↓変更） 農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業その他宿泊の用途に供される小規模な防火対象物については、地元の消防長・消防署長の判断により、誘導灯・誘導標識・消防機関へ通報する火災報知設備が不要に。 ■2007年1月19日 消防予第17号 総務省消防庁予防課長 民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について
建築基準法	簡易宿泊所は建築基準法上「旅館」に含めて取り扱うよう通知しているが、農林漁業者が営む農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業として住宅の一部を利用する場合、客室床面積33㎡未満であって、各客室から直接外部に容易に避難できる等避難上支障がないと認められる建築物については、建築基準法上「住宅」として扱う。「旅館」に義務付けられている火災時の延焼を防ぐ内装が不要に。また用途変更の確認申請も不要に。 ■2005年1月17日 国住指第2496号 国土交通省住宅局指導課長 農家民宿等に係る建築基準法上の取扱いについて（技術的助言）
旅行業法	農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービスに農業体験サービス等を付加して販売することは、代理・媒介・取次・利用いずれの基本的旅行業務にも該当しないので、旅行業法上は問題ない。 ■2003年3月20日 国総観旅第526号 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長 農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法上の解釈の明確化について
道路運送法	農家民宿等がその宿泊者を対象に行う最寄り駅等までの送迎輸送は、当該施設における宿泊サービスの一環として行われるものであり、旅客自動車運送事業類似行為とならない場合、道路運送法上の問題はない。 ■2003年3月28日 国自旅第250号 国土交通省自動車交通局旅客課長 宿泊施設がその宿泊者を対象に行う送迎のための輸送について

1996(H8)安心院町で会員制農村民泊が開始



2002(H14) 3/28 大分県生活環境部長通知

農山漁村体験旅行に伴う農家等の宿泊施設を原則として旅館業法による簡易宿所営業の許可対象とし、食品衛生法上も自炊型・体験型であれば飲食店営業の許可が不要。



2003(H15)4/1 旅館業法施行規則一部改正

農林漁業者が民宿を営む施設には、簡易宿所営業の客室延床面積基準を適用しない。

旅館業法 3条2項

- 施設の構造設備基準を政令で定める



施行令(＝政令)

1条(構造設備の基準)3項(簡易宿所営業)1号

- 客室の延床面積は33平方メートル以上

2条(構造設備の基準の特例)

- 省令で必要な特例を定めることができる



施行規則(＝省令)5条1項4号

- 農林漁業者が農山漁村余暇法2条5項に規定する農林漁業体験民宿業を営む施設

施行規則5条2項

●前項4号に掲げる施設については、施行令1条3項1号の基準(＝客室の延床面積は33平方メートル以上)は適用しない。

【参考】 施行規則5条1項(4号の他に定められている特例)

1号 キャンプ場、スキー場、海水浴場等で特定季節に限り営業

2号 交通が著しく不便な地域にある施設であつて利用度の低いもの

3号 体育会、博覧会等のために一時的に営業する施設

以上、規制緩和の他は、施行令1条3項7号『その他都道府県が条例で定める構造設備の基準に適合すること』により地域毎に異なる。

- ・ 農山漁村余暇法の第2条5項による
「農林漁業体験民宿業」の定義



施設を設けて人を宿泊させ、
農林水産省令で定める農山漁村滞在型余
暇活動に必要な役務を提供する営業で、
農林漁業者またはその組織する団体が行
うもの※

※ 2005(H17)年6月29日の一部改正により、「農林漁業
者またはその組織する団体が行うもの」は削除され
た。

1995(H7)年3月30日、農林水産省令23号

農山漁村余暇法施行規則 第2条1～3号が定める
「農山漁村滞在型余暇活動に必要な役務」

イ 農作業、森林施業・林産物生産採取、漁撈・水産
動植物養殖の体験指導

ロ 農林水産物の加工または調理の体験指導

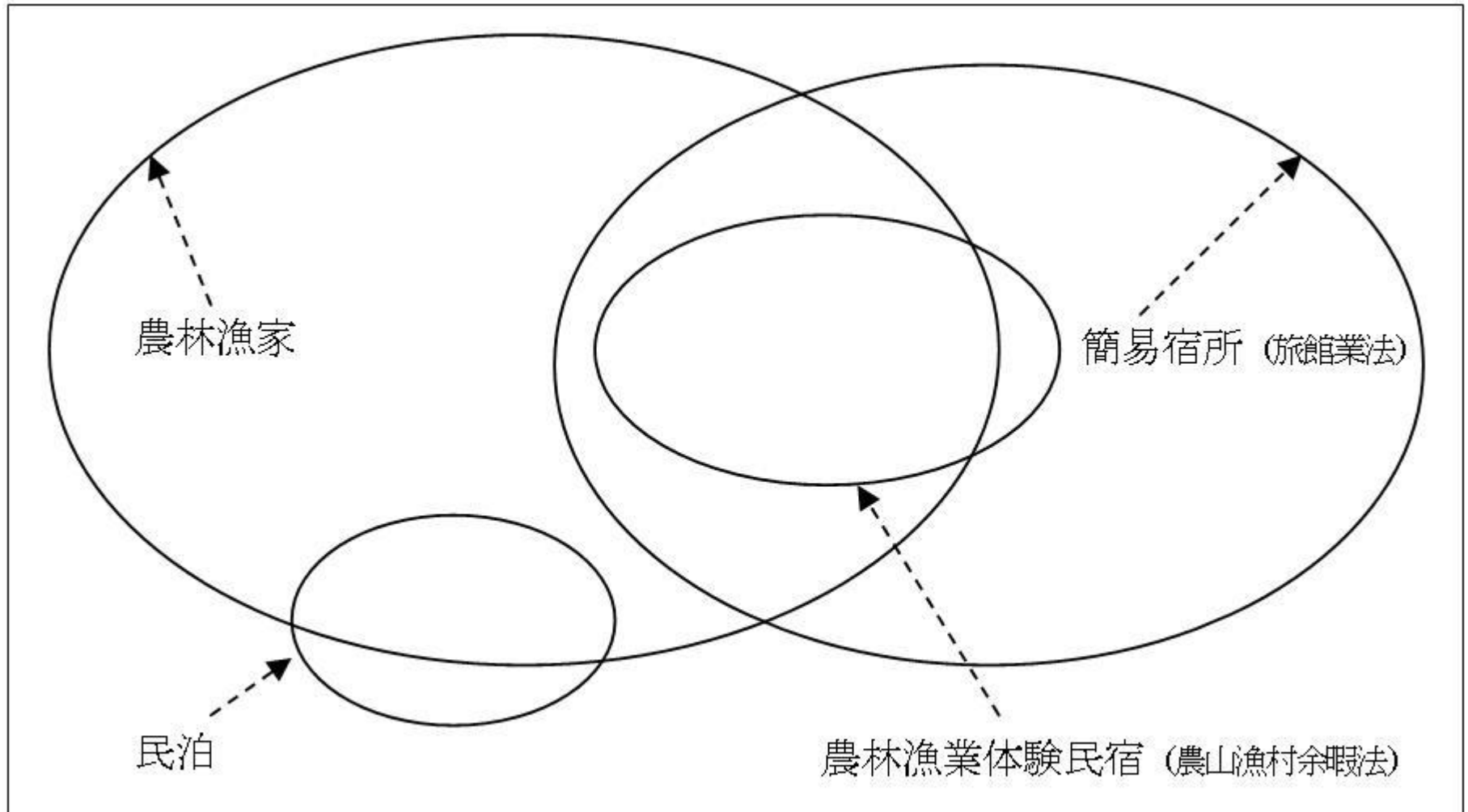
ハ 地域の農林漁業または農山漁村の生活・文化に
関する知識の付与

ニ 農用地・森林・漁場その他の農林漁業資源の案内

ホ 農林漁業体験施設等を利用させる役務

ヘ 前各号に掲げる役務の提供のあっせん

従来一般的に捉えられていた 民宿と民泊の概念



出所：筆者作成

グリーン・ツーリズムの広がり〔動向〕

○ 農林漁家民宿の軒数

単位：軒

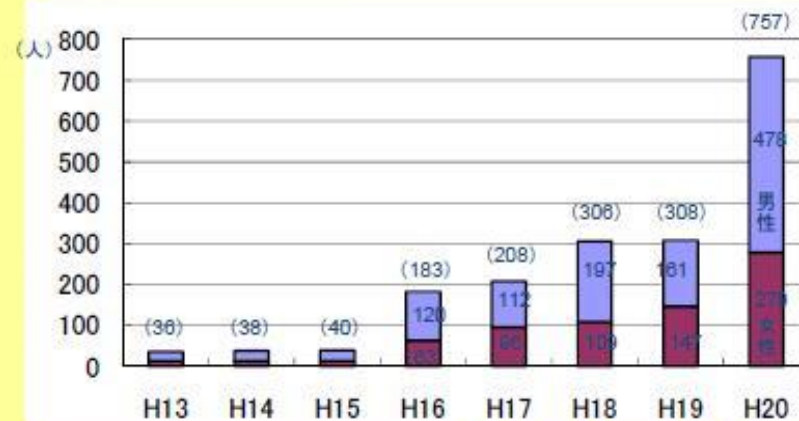
区 分	全 国 数 値
農 林 漁 家 民 宿 数	3, 6 7 1 軒
農(林)家民宿数	1, 4 9 2 軒
漁 家 民 宿 数	2, 1 7 9 軒

資料：農家民宿数は、2005年農林業センサス農林業経営体調査

漁家民宿数(農業との兼業除く)は、2003年漁業センサス海面漁業調査結果

○ 農林漁家民宿関係(開業など)の研修参加者

((財)都市農山漁村交流活性化機構主催分)



((財)都市農山漁村交流活性化機構調べ)

○ 規制緩和を活用した農林漁家民宿開業の広がり

(軒数)



農林水産省農村振興局調べ(H21.4)

○ グリーン・ツーリズム施設年間延べ宿泊者数の推移

(単位:万人)

区 分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度
実 績	770	777	795	813	844

農林水産省農村振興局調べ

平成20年度 都市農村交流技術的支援事業による 「農家民宿開業研修会」15県との共催

1. 2008年9月16日(火) 沖縄県農林水産部村づくり計画課: 県庁4F講堂
2. " 10月7日(火) 静岡県産業部農業振興室: 県庁別館7F第2会議室
3. " 10月9日(木) 宮崎県農政水産部地域農業推進課: 県庁附属棟3F号室
4. " 10月21日(火) 新潟県農林水産部地域農政推進課: 長岡市立劇場2F
5. " 10月30日(木) 山梨県観光部観光振興課: JA会館南別館2F第1教室
6. " 11月5日(水) 鹿児島県農政部農村振興課: 県庁12F会議室
7. " 11月7日(金) 長野県農政部農業政策課: 県松本合同庁舎2F会議室
8. " 11月21日(金) 福島県商工労働部観光交流課: 県農業総合センター
9. " 12月16日(火) 青森県農林水産部構造政策課: アピオあおもり2F研修室
10. " 12月18日(木) 愛媛県農林水産部農政課: 県中予地方局7F会議室
11. 2009年1月14日(水) 高知県農業振興部地産地消課: 黒潮町佐賀総合支所
12. " 1月20日(火) 秋田県農林水産部農山村振興課: 県庁7F会議室
13. " 1月23日(金) 宮城県農林水産部農村振興課: 県自治会館2F会議室
14. " 1月28日(水) 群馬県農政部農村整備課: 県庁29F会議室
15. " 2月6日(金) 熊本県農林水産部農業経営課: 県庁大会議室

食品衛生法 51条

- 都道府県は、飲食店営業その他・・・政令で定めるものの施設につき、条例で、業種別に、公衆衛生の見地から必要な基準を定めなければならない。



つまり、全国規制緩和は行えない。そこで

2005(H17)7/21 厚生労働省医薬食品局食品安全全部監視安全課長から都道府県等衛生主管部長への文書『農林漁業者等による農林漁業体験民宿施設の取扱いについて』で緩和要請された。

農林業センサス「農家民宿」定義

農業を営む者が、

旅館業法に基づき都道府県知事の許可を得て
観光客等の第三者を宿泊させ、

自ら生産した農産物や地域の食材をその使用
割合の多寡に関わらず用いた料理を提供し、
料金を得ている事業を言う。

※2010調査票では農業生産関連事業(含農家
民宿)記入欄に「原材料の全てを他から購入して
いる場合は除く」旨の但し書きが追加された

漁業センサス「漁家民宿」定義

2003海面漁業経営体調査では「釣宿・季節的旅館も含めた旅行者等を泊めることを業とするもの」を『旅館・民宿業』と定義し、農業との兼業を除いて2179軒。

※2008調査票では、調査票の表記が『民宿』に変わったため1632軒に。



5年間の開廃業は不明だが、単純比較すると547軒が民宿ではなく『旅館』だった？

ただし、この差分が示す『旅館』も必ず旅館業法の旅館営業を意味するのではなく、場合によっては簡易宿所営業である場合もあり得る



つまり、漁業センサス回答者が『旅館』と認識しているかどうかということ



民宿の位置付けが曖昧であるのと同様『旅館』にも明確な境界が存在する訳ではない

規制緩和利用農林漁家民宿の開業状況

単位：民宿数は軒、規制緩和利用率は％

年度		2003	2004	2005	2006	2007	2008	計
規制 緩和 利用	農(林)家	108	180	262	355	399	277	1581
	漁家	0	0	8	47	84	20	159
	計	108	180	270	402	483	297	1740
従来 型	農(林)家	20	13	17	23	21	53	147
	漁家	12	6	7	9	3	0	37
	計	32	19	24	32	24	53	184
規制 緩和 利用 率	農(林)家	84.4	93.3	93.9	93.9	95.0	83.9	91.5
	漁家	0.0	0.0	53.3	83.9	96.6	100.0	81.1
	計	77.1	90.5	91.8	92.6	95.3	84.9	90.4

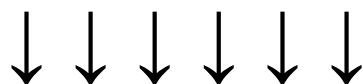
出所：農林水産省2009を基に筆者作成

2008(H20) 3/31現在、農山漁村余暇法に基づき
農林漁業体験民宿として登録されている軒数

→540

屋号として「民宿」を名乗っている宿→180

他の360軒、つまり $360 / 540 = 66.7\%$ は、
ホテル・ペンション・ロッジ・コテージ・ヴィラ・
ファームイン・旅館・お宿・自然食泊 etc. 様々な
看板を掲げている。



「脱民宿」イメージを図ろうとしている宿が多い

某県の規制緩和利用小規模農林漁家民宿

施設名	軒数	割合（％）		概念整理
氏名そのまま	126	76.4	78.2	ホワイト 民泊
体験民家「氏名」	84			
民泊	5	23.6	21.8	スモール 民宿
民宿	1			
その他の名称	59			
計	275	100.0	100.0	

出所：某県の情報をもとに筆者作成

規制緩和の利用・非利用と施設名による概念整理

施設名	規制緩和利用小規模 農林漁家民宿	規制緩和非利用 農林漁家民宿
氏名/民泊	ホワイト民泊	ホワイト民泊
民宿等	スモール民宿	従来型農林漁家民宿

出所：筆者作成

長野県 大鹿村山村民泊会調査結果

客室面積（畳）	宿泊者 （人/年）	経営者 の年齢
$10+8+8=26$	300	60
$10+10=20$ 届出： $10+10+8=28$	200	70
$10+8=18$ 届出： $10+8+8=26$	40	83
$8+6+4.5+4.5=23$	30	82
$8+6=14$	10	—

出所：聞き取り調査から筆者作成



一泊二食6千円×宿泊者数＝1,800、1,200、240、180、60千円の売上



新潟県 上越市スモール民宿調査結果

客室面積 (畳)	宿泊者 (人/年)	宿泊料 (円)	売上額 (千円)	経営者 の年齢
10+10=20	50	6,500	325	67
8+8=16	100	7,000	700	64
17.5	130	7,500	975	65

出所：聞き取り調査から筆者作成

民泊の位置付けを定めている県

(取扱指針、実施方針、実施方法、取扱要綱、ガイドライン)

民泊範囲の明確化(5県)

岩手・山梨・鳥取・島根・高知

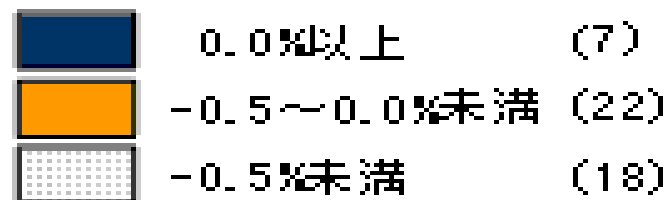
教育旅行限定(7県)

宮城・秋田・山形・新潟・徳島・山口・鹿児島

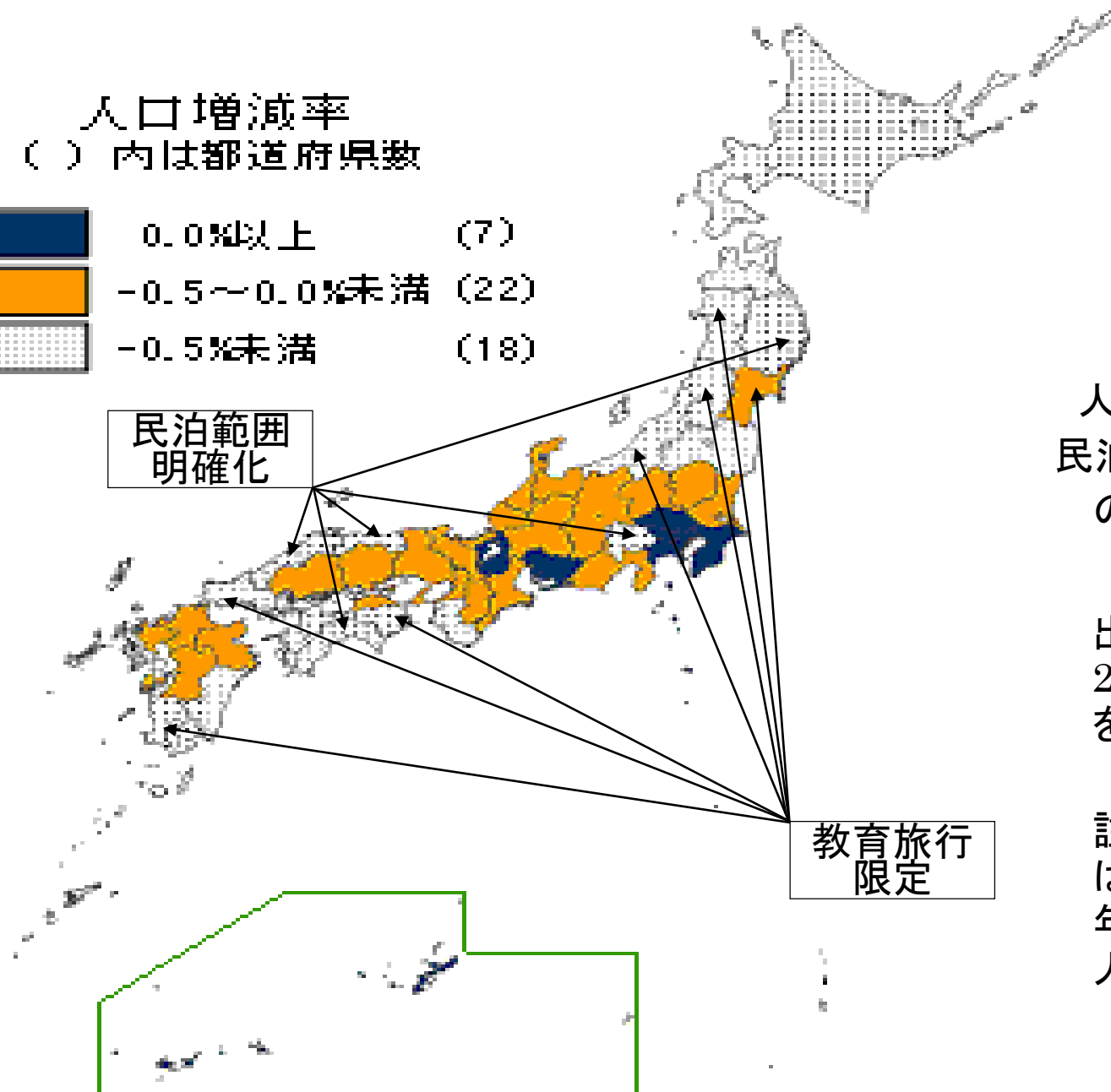
【共通事項】

- ・市町村等が受入窓口となり、農家単独では×。
- ・衛生管理や安全対策に関する研修等が必要。

人口増減率 ()内は都道府県数



民泊範囲
明確化



人口増減率と
民泊ガイドライン
の策定状況

出所:総務省
2009HP掲載図
を基に筆者作成

註)人口増減率
は2007～2008
年10月1日推計
人口差

Let's experience the INAKA!!

若狭町の 農村民泊の ご紹介

若狭町の8つの農家のご家庭が、
みなさんにお会いできるのを
楽しみに待っています。
就寝のお家に遊びに来るつもりで、
お越しください。
お待ちしております。

1 梅の華



宇野さんから…

田舎の食さ、自然の恵みらしさを味わっていただければうれしいです。梅もぎを体験してみたいと思われる皆さんのお越しを、楽しみにお待ちしております。

【宿泊及び料理体験料金】

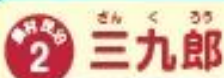
●宿泊体験料 (1泊) 4,500円

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●梅もぎ体験 ●梅干づくり体験 等

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。

2 三九郎



大下さんから…

豊かな自然が、私たちの町にはたくさん残っています。実際に田舎山に出で、田舎の食さを満喫してください。家族みんなで、心からのおもてなしをいたします。

【宿泊及び料理体験料金】

●宿泊体験料 (1泊) 4,500円

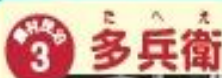
●田舎料理体験 (夕食・朝食) 2,000円～

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●梅もぎ ●野菜地産・収穫 ●ホタル鑑賞 等

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。

3 多兵衛



河村さんから…

水稲の専業農家です。稲作田で食・大豆・野菜を生産しています。稲作米の美味しい五郎米・クインの二種(こめ煮で玄米二種)と地元の食材で作った和食料理が魅力です。

【宿泊及び料理体験料金】

●宿泊体験料 (1泊) 4,500円

●田舎料理体験 (夕食・朝食) 2,000円～

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●みどり米の稲を使ったリースづくり ●我が家特産の大豆を使った豆腐づくり 等

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。

4 土とてちん



富永さんから…

農業を志した都会出身の若夫婦で、有機肥料地産の野菜と、米はコシヒカリを地元の方と一緒に栽培しています。のんびり、楽しく、自然とのふれあいを大切にします。

【宿泊及び料理体験料金】

●宿泊体験料 (1泊) 4,500円

●田舎料理体験 (夕食・朝食) 2,000円～

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●春:菜花収穫 ●夏:豊富な野菜の収穫 ●秋:サツマイモ、里芋、柿収穫 ●冬:干柿づくり、漬物づくり、雪景色 等

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。

5 結芽実



岡崎さんから…

新規就農者という立場の農家の暮らしや農業経営に興味のある方、無農薬栽培に興味のある方、稲作農業がしたい方などなど…いろいろな農業体験して、いっしょに「ゆめ」を切り開きましょう。ホームページ <http://www.ozaki-farm.net/>

【宿泊及び料理体験料金】

●宿泊体験料 (1泊) 4,500円

●田舎料理体験 (夕食・朝食) 2,000円～

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●無農薬の田んぼの田植え、草取り、稲刈り(天日干し) ●野菜の収穫 等

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。
インターネットで当日の空き状況。

6 熊川宿勤兵衛



熊川宿勤もてなしの会から…

熊川宿勤の町で一緒に泊りませんか、夜の静けさの中で、はなはちの風情を満喫しながら、まちなかをそぞろ歩き、宿で作る田舎料理を味わってください。心より、お待ちしております。

【宿泊及び料理体験料金】

●宿泊体験料 (1泊) 5,500円

●田舎料理体験 (夕食・朝食) 2,500円～

【その他の体験メニュー】 ※体験メニューにより料金は異なります

●まちなかエッセ(つるも、木工、手まり作り、陶器、押し花、そだり作り) ●野菜地産・収穫 等

【申込】 TEL.090-6359-0808

※宿泊に際し必要となるもの(シャンプーとタオル)は、お客様でご用意いたします。

公的な宿泊施設の整備

- 国民宿舎(1956年～市町村等:140箇所)
 - 国民休暇村(1961年～厚生省:36箇所)
 - 青少年旅行村(1970年～運輸省:80箇所)
 - 自然休養村(1971年～農林省:531箇所)→GTの萌芽期
 - 家族旅行村(1978年～運輸省:47箇所)
- ↓
- グリーンピア(1980年～厚生省:13箇所) 大規模保養施設
- ↓
- 1987年、リゾート法(総合保養地域整備法)
- 他にも・・・
- かんぽの宿(1955年～郵政省:68箇所)
 - 青少年交流の家・自然の家(1959年～文部省:27箇所)
 - サイクリングターミナル(1970年～通商産業省:25箇所)
 - 野外活動センター(都道府県・市町村等)

宿泊施設からみたGT政策の変遷

「大規模GT政策」期：1980年代まで
自然休養村等の公的交流施設が整備される

「中規模GT政策」期：1990年代
農山漁村余暇法により既存民宿（客室延床面積33平方メートル以上）の体験民宿登録が推進される

「小規模GT政策」期：2000年代
規制緩和型農林漁家民宿の開業が推進される

結論と課題

(結論)

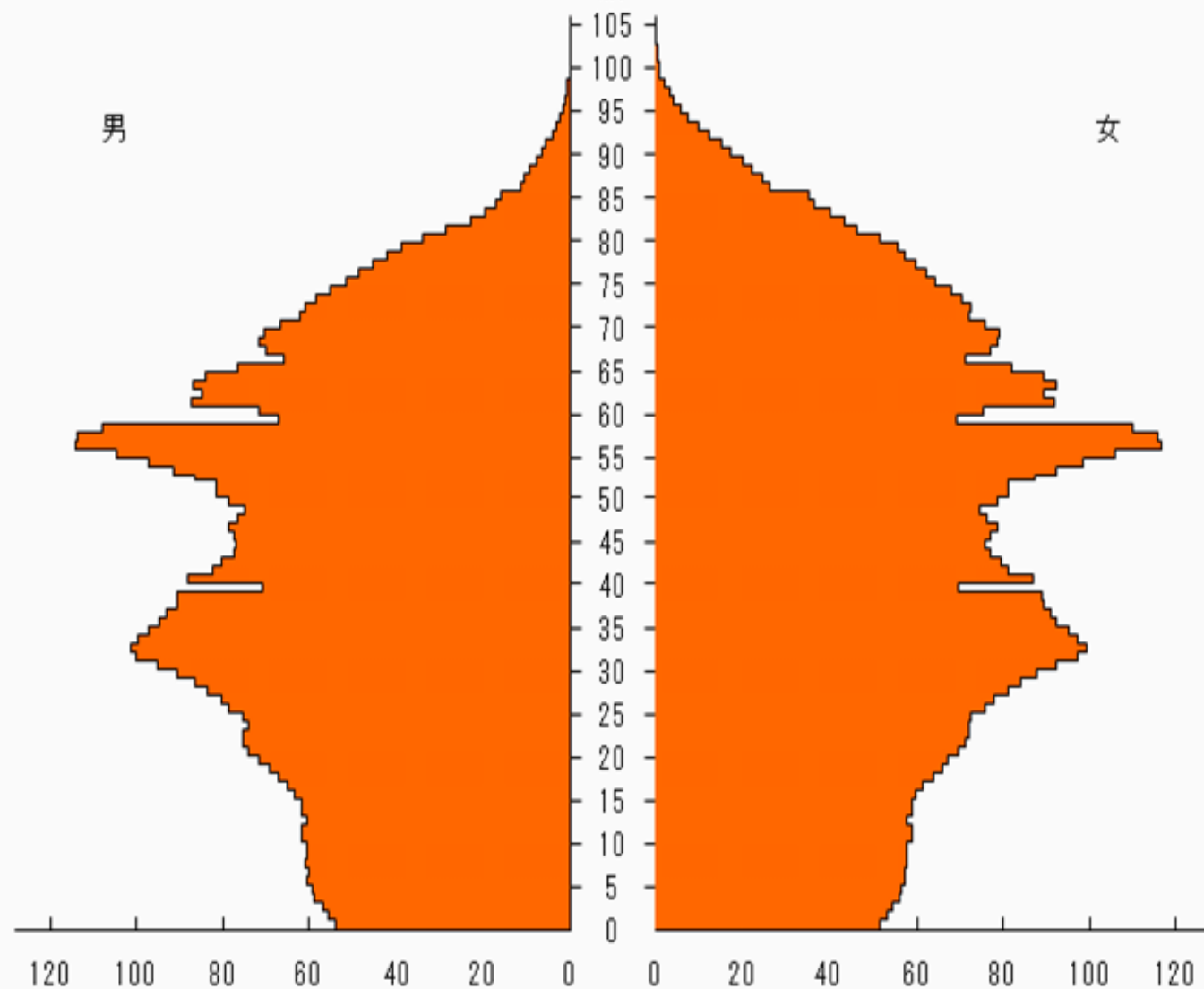
- ホワイト民泊＝民宿の原点回帰
- 農林漁業との兼業性および小規模性
- 従来型の中規模民宿とは別ジャンル
- 小規模GT政策として総合的に理解

(課題)

- 農林漁業および農山漁村の定義明確化
- 宿泊拒否や非農林漁業者子弟への継承

2005年

歳



人口 (万人)



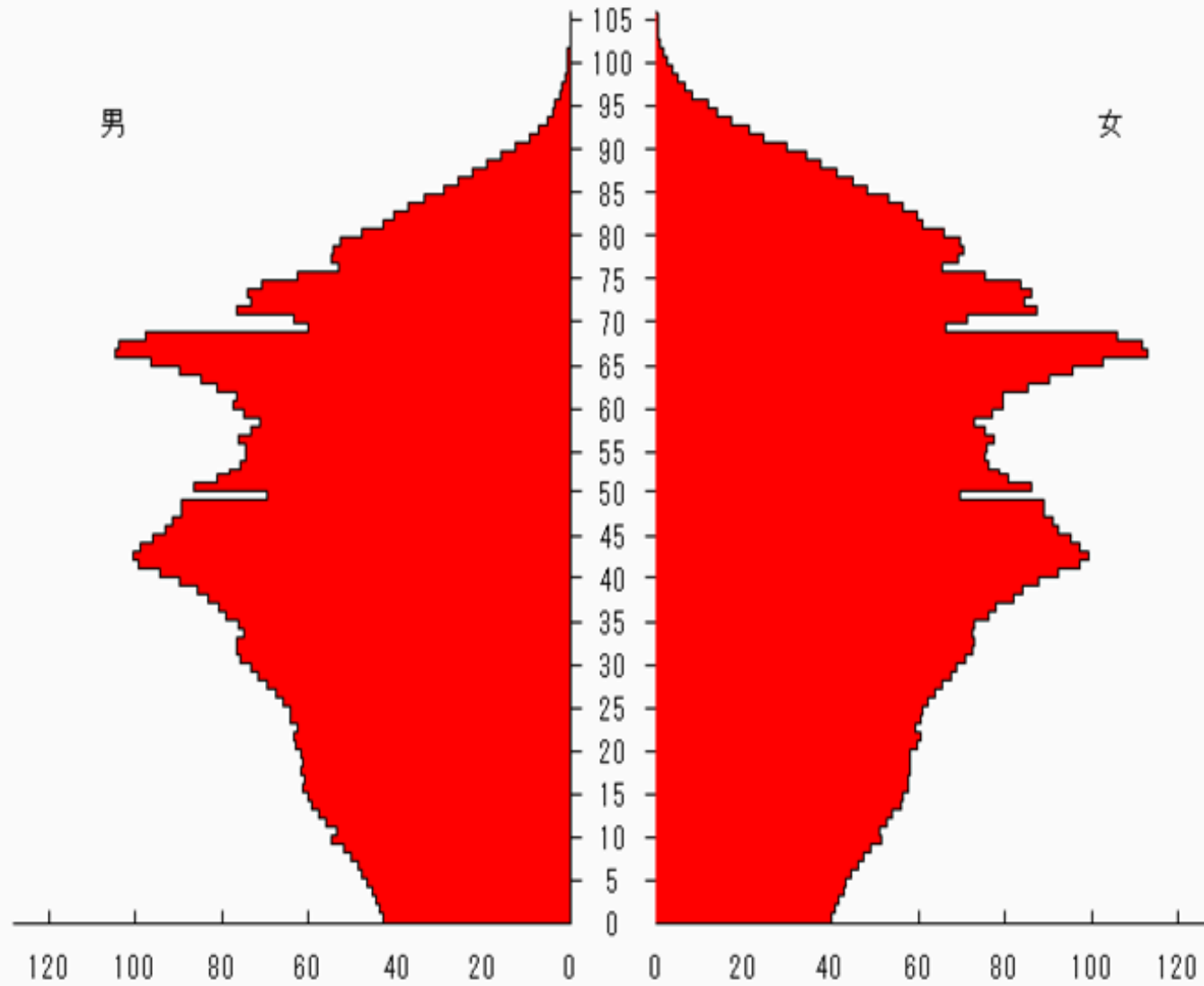
国立社会保障・人口問題研究所

2015年

歳

男

女



人口 (万人)



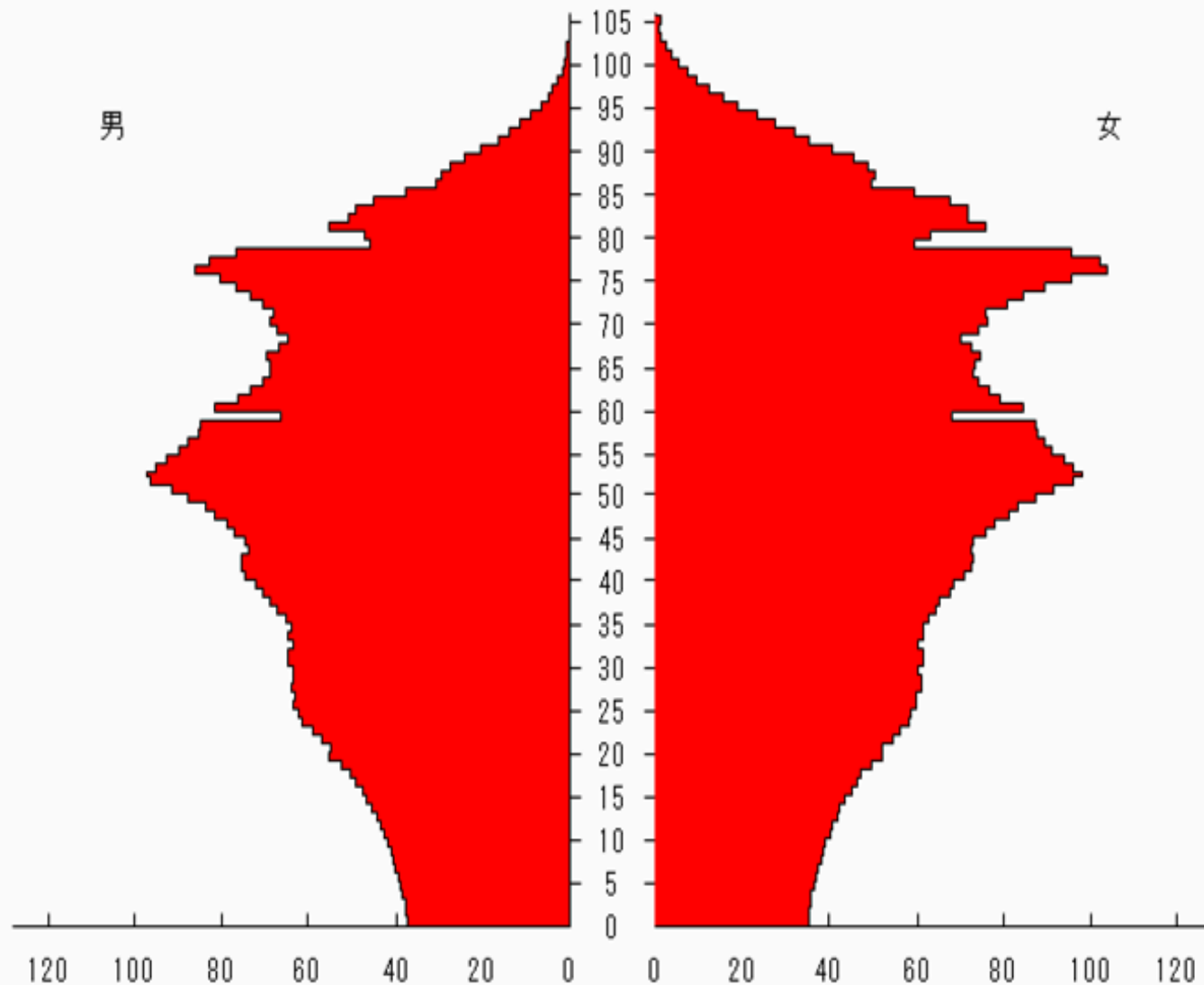
国立社会保障・人口問題研究所

2025年

歳

男

女

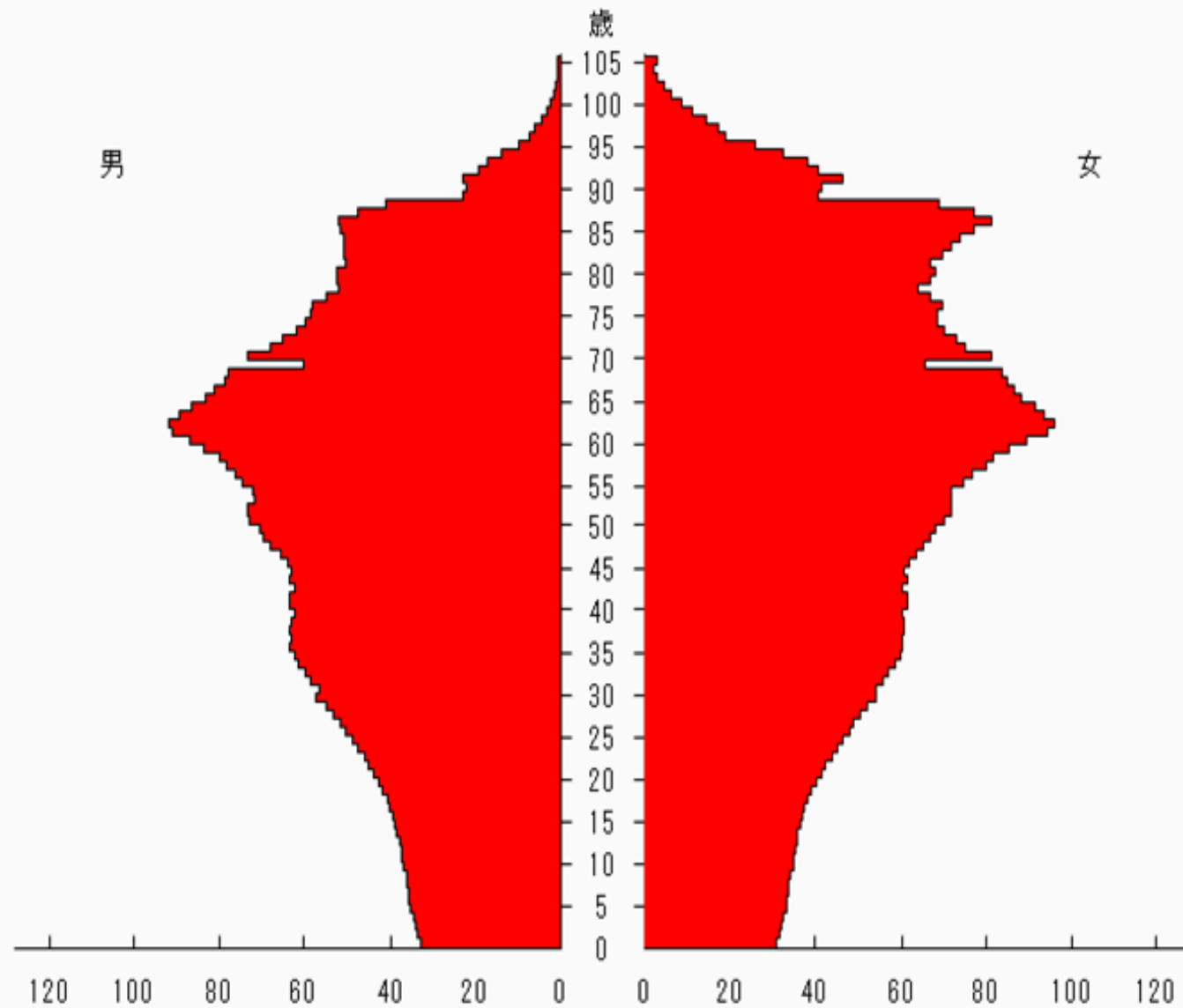


人口 (万人)



国立社会保障・人口問題研究所

2035年

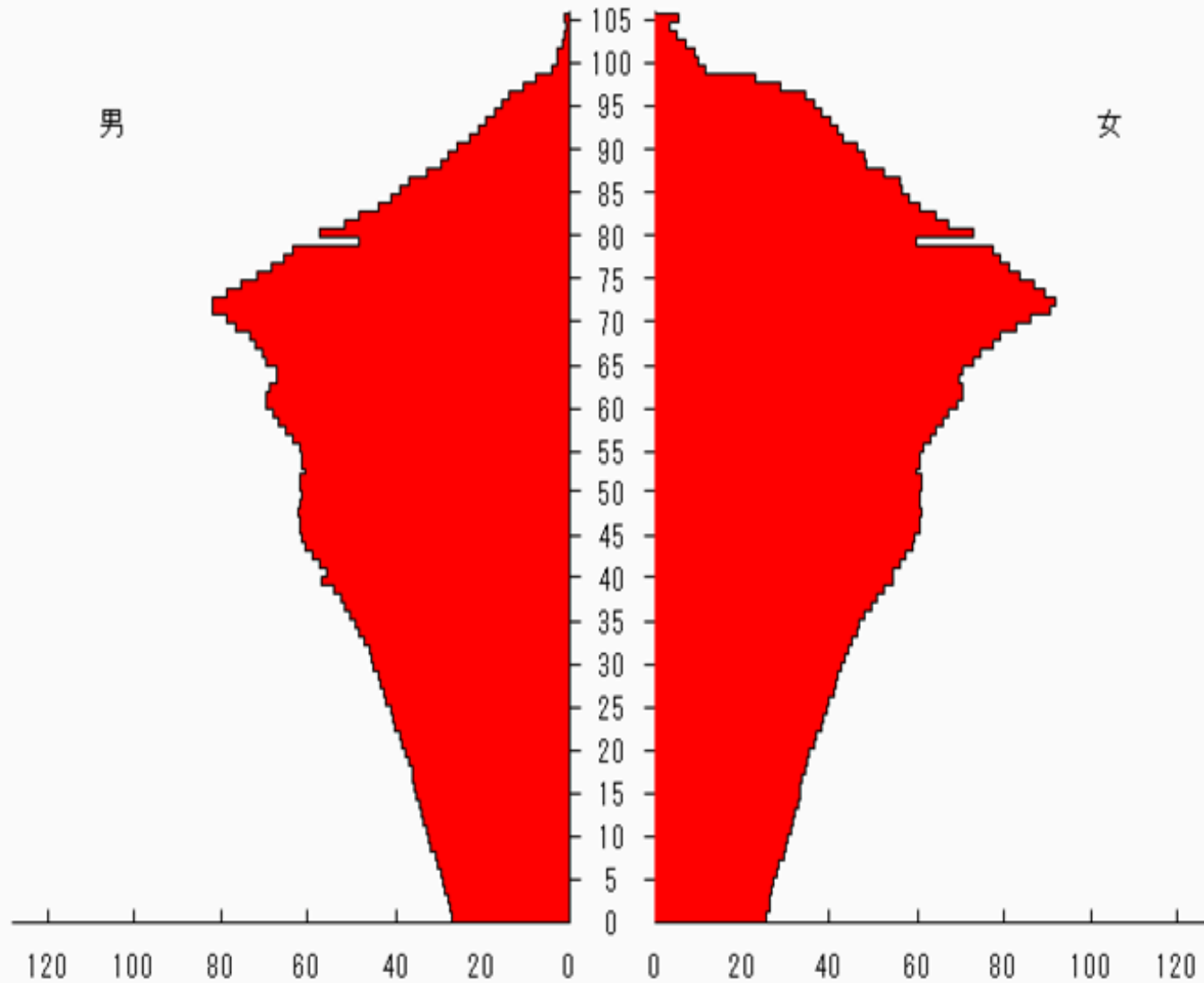


2045年

歳

男

女



人口 (万人)



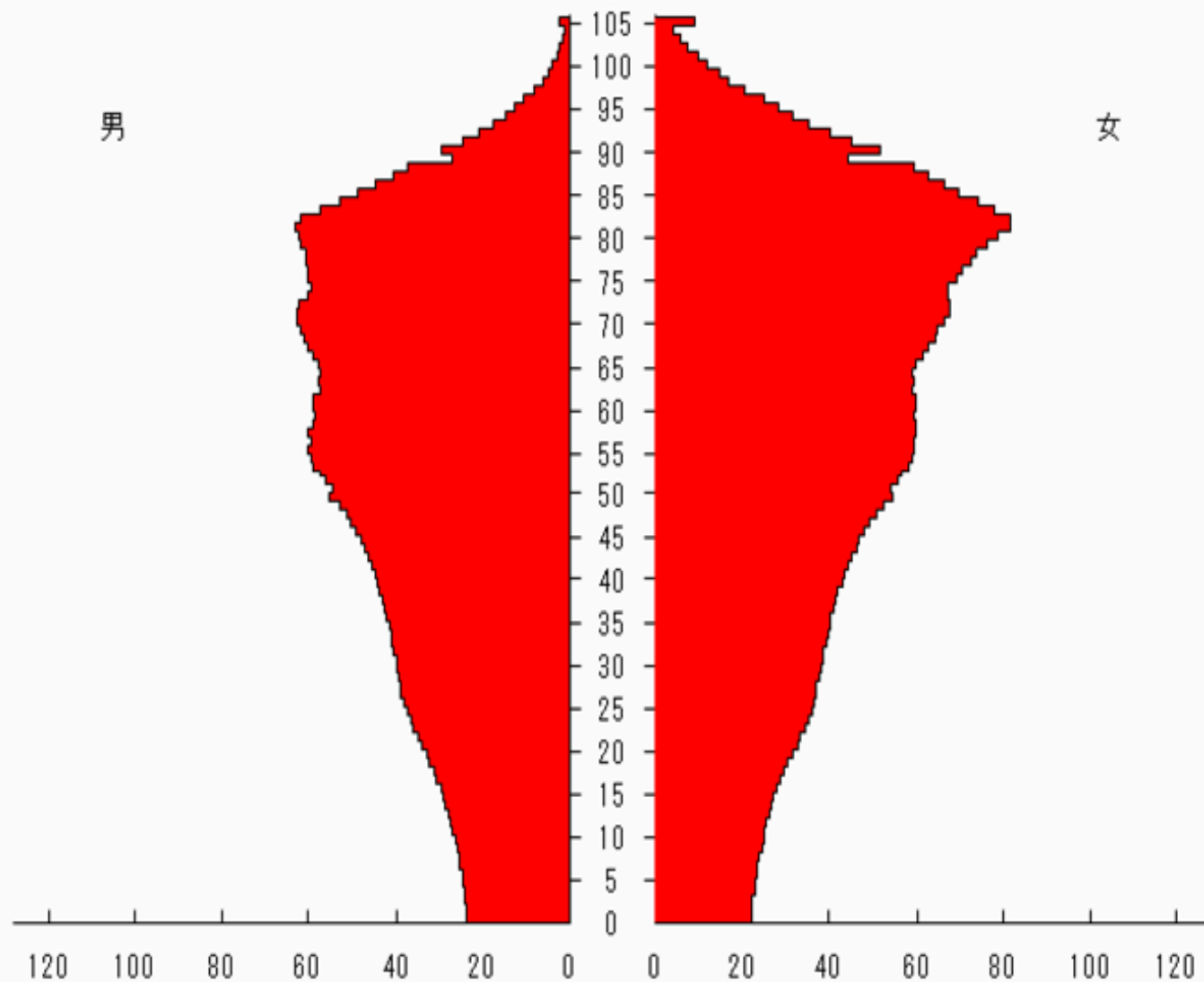
国立社会保障・人口問題研究所

2055年

歳

男

女



人口 (万人)



国立社会保障・人口問題研究所



子ども農山漁村交流プロジェクト



ご清聴ありがとうございました